令和６年度事業計画

自　令和６年　１月　１日

至　令和６年１２月３１日

Ⅰ　最近の養蜂をめぐる状況

我が国の養蜂をめぐる情勢は、養蜂家数については、平成24年6月の養蜂振興法の改正により、小規模の養蜂家も含めて届出が義務化され、平成25年1月以降小規模な養蜂家が増えてきたことから増加傾向にある。令和3年から令和4年の飼育戸数は、前年と比較して増加し、令和4年1月現在は11,276戸と令和3年1月1日現在10,529戸に比べ747戸、約7.1％増となっている。

また、蜜源植物の面積は、近年減少傾向で推移していたが、令和3年現在117.2千ヘクタールと令和2年の107.5千ヘクタールと比べ9.7千ヘクタール、約9.0％増加となった。

国内の蜂蜜生産量は、横ばい傾向で推移していたが、令和3年は2,745トンと令和2年の2,929トンに比べ減少した。

輸入量は、令和3年は47,132トンと令和2年の49,348トンに比べ約5％の減少となっており、このうち約66％は中国からの輸入である。

令和3年の国産、輸入を合わせた国内消費量は約4万9千トンで、蜂蜜の自給率は約5.5％と若干ではあるが低下している。

国産蜂蜜の価格動向は、卸売価格で１ｋｇ当たり1,200円から2,500円の水準となっており、中国産をはじめとした輸入蜂蜜と国産蜂蜜には相当程度の価格差が生じている。

その他、蜂産品として、ローヤルゼリー約2トン、蜜ろう19トンが国内で生産されている。

また、花粉交配(ポリネーション)用の蜜蜂として104千群が生産され、果樹栽培、園芸用施設栽培、野菜種子等様々な農業生産現場で活躍し、農作物の結実増収、食糧増産等に貢献している。

以上のように、届出養蜂飼育戸数が増加傾向にあり、近年、漸減傾向にあった蜜源植物の面積も、全国各地において蜜源の保護及び増殖に努めた成果もあり、令和3年においては増加となった。しかし、蜂群配置の適正化については、これまでと同様に支障を来している面が見られる。

国産蜂蜜の消費は、消費者の国産志向や健康志向から消費量の増加が期待されることから、国産蜂蜜の生産拡大が重要な課題となっており、このためには、蜜源植物の植栽面積の更なる拡大が不可欠な状況となっている。

令和4年10月に環境省は、事業者による酸化エチレン（商品名：エキガード）の自主管理計画を業界団体として作成するよう日本養蜂協会に文書を発出し、令和5年3月に日本養蜂協会は、自主管理計画を環境省に提出した。同年9月末でエキガードの製造元が生産を中止した。

令和5年10月からインボイス制度が導入され、日本養蜂協会の取扱物資を購入するものに対する請求書の様式・交付方法について、所要な変更を行い対応した。

このような状況を踏まえ、当協会の目的である（１）養蜂事業の発達を図り、養蜂関連産業の振興に寄与すること、（２）花粉媒介用蜜蜂による農作物の結実増収を図り、食料増産に寄与すること等に即して、次の方針に基づき事業に取り組む。

（注）養蜂飼育戸数等の数値は、農林水産省畜産局の【養蜂をめぐる情勢】（令和４年１１月）の資料による。

Ⅱ．方針

　　令和6年は、前年と大きく異なる項目について、次のような方針により、収支予算案を作成する。

ア．国庫補助事業養蜂等振興強化推進事業（全国公募）の計上

　　　全国公募の令和5年度（国庫会計年度、4～3月）事業は約1億円の補助金交付決定を受けたため、令和6年収支予算では、令和5年12月末時点での概算払い交付補助金使用見込残額及び概算払いと国庫会計年度中の使用見込額との差額を国庫補助事業として計上し、令和6年1月から3月までの使用見込額を費用として計上する。なお、国庫補助事業では費用の一部として、補助により取得した固定資産の減価償却費が計上されており、それが主因で収支予算上、赤字になっている。当該赤字は、補助事業終了後に固定資産の譲渡等により解消する予定である。

　　　国庫補助事業は公募であり、日本養蜂協会が応募した結果、令和6年度が採択されなかった場合を案1として、採択された場合を案2とする。

　イ．競馬関係団体等による助成事業等の計上

　　　令和5年に、日本中央競馬会（以下、「ＪＲＡ」という。）畜産振興事業及び地方競馬全国協会（以下、「地全協」という。）畜産振興補助事業に応募した結果、両事業とも採択された。

　　　令和5年度（国庫会計年度と同じ。）から令和7年度までの3年間、実施する予定である。概算払いがなく、12月までに一括交付され、2割の自己負担のあるＪＲＡ事業及び12月までに概算払いがあり、残額が1～3月に交付され、自己負担のない地全協事業という助成金の交付時期等を踏まえた収支を計上する。

　　　また、農薬工業会からの委託による事業費は、事業完了後の日蜂協の請求後に支払われること（3月中目途）を踏まえ、収支を計上する。

Ⅲ．事業内容

１．国庫補助事業

（１）事業目的

　　　農林水産省国庫補助事業（養蜂等振興強化推進事業）

　　　　令和5年度において当該事業に日本養蜂協会が応募し、採択された。令和5年度分は次の概要のとおりである。具体的には「養蜂関連データの蓄積・活用に向けた取組」、「花粉交配用蜜蜂の供給体制の強化に向けた取組」、「飼養衛生管理技術向上に向けた取組」等について令和6年3月末まで引き続き事業を実施する。

なお、令和6年度分が公募され、応募して採択された場合、公募要領に即して事業を実施する。

（２）令和5年度事業の概要

①　蜂群適正配置に関わる蜜源探索範囲特定技術及びマッピング手法の開発事業

・蜂群適正配置に関わる蜜源探索範囲特定技術の開発

　樹齢の異なるニセアカシアへのミツバチの行動の違い等の調査。

・蜂群適正配置に向けたマッピング手法の開発

蜜源、非蜜源地図データの作成法等の検討。

　　②　蜂群の低温管理による産卵停止技術の検証

　　　　健全な花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化する為の蜂群の夏季及び冬季の低温管理技術の導入等の取り組み。

　　③　養蜂技術指導講習会実施事業

　　　　行政関係者及び指導的立場の養蜂家への養蜂技術指導講習会を開催。

　　④　ミツバチヘギイタダニ対策事業

・炭酸ガスによるダニ防除技術実用化試験の実施

高濃度炭酸ガスを用いたダニ防除法の開発。

・総合的病害虫管理技術構築促進試験の実施

盛夏から越冬まで低ダニ寄生率で蜂群を飼養できる総合的病害虫管理体　系手法を調査。

　　　　・ミツバチのダニ抵抗性の性能評価

　　　　　国内のミツバチでのダニ抵抗性（ＶＳＨ）形質の保有の有無の調査等。

⑤　新規のミツバチ用健康飼料による省力化等事業

　　　新規にフリーズドライ製剤となった健康飼料の給餌による飼養管理の省力化等を調査。

⑥　スマートフォン等による女王蜂検出方法

　　スマートフォン等に画像処理技術を実装して、女王蜂を検出する方法を実証。

⑦　非木製巣箱の実証使用

　　非木製のミツバチ用巣箱を試作し、巣箱内の温度・湿度の推移等を調査。

⑧　従来の長距離トラック輸送に代わる輸送法等の検討

　　トラック運転手（2名）による途中での交代を伴う輸送法等で、巣箱内温度・湿度の推移等を調査。

２．養蜂関連物資斡旋事業

（１）事業目的

我が国の養蜂は、中山間地をはじめ全国各地域において取り組まれており、蜂蜜、ローヤルゼリー、蜜ろう等の蜂産品を生産し、甘味資源等として供給している。

また、花粉交配用蜜蜂として、サクランボ・リンゴ等の果樹作物、イチゴ・メロン等の園芸作物及びタマネギ・ブロッコリー等野菜種子など、農作物の花粉交配に寄与しており、我が国の農業生産にとって重要な役割を果たしている。

こうした我が国の養蜂を背景として、当協会傘下会員の経営安定と生産性向上に資するため、養蜂飼料、蜜源作物苗木・種子、病虫害予防駆除薬品、蜂蜜販売用ビン・ラベル等多様な関連物資を斡旋販売し、傘下会員各位の養蜂経営に寄与することを目的として、前年と同様の事業内容で取り組む。

（２）事業内容（斡旋物資等の取扱品目例）

①　養蜂飼料（越冬飼料、越夏飼料、建勢飼料）

②　代用花粉（ビーブリードプラス、ビーハッチャー）

③　健康飼料（スーパービーⅡ、アピタミン）

④　蜜源苗木・種子（レンゲ、ヘアリーベッチ、ウインターベッチ、

キザキノナタネ、ナナシキブ、ビービーツリー）

⑤　病虫害予防駆除薬品（タイラン水溶散及び粉糖：腐蛆病予防薬、

日農アピスタン・アピバール・チモバール：殺ダニ剤）

⑥　販売用資材（ビン関係：ビン、キャップ、パッキン、ラベル、

　　キャップシール、ドライヤー、花名シール、化粧箱、包装紙、

　　ワンタッチ容器関係：ボトル、キャップ、）

⑦　養蜂資材（着脱式三角コマ、ミツバチヘギイタダニ用バロアイージー

チェック）

⑧　蜂蜜管理用器材（糖度計）

⑨　販売促進用パンフレット、チラシ

⑩　フェリー航送

⑪　作業補助資材（マッスルスーツ）

（３）斡旋物資の受注及び販売等について

①　養蜂飼料は、毎年度、年間3回を目途として、配給価格を設定し、その後に会員を通じて傘下会員に通知し受注する。

②　蜜源種子（レンゲ、ヘアリーベッチ）については、毎年度6月ごろに種苗会社入札により決定し、会員を通じて傘下会員に通知し受注する。

　　その他の蜜源苗木・種子（ウインターベッチ、キザキノナタネ、ナナシキブ、ビービーツリー）については、取扱会社と交渉の上、価格を決定し、会員を通じて傘下会員に通知し受注する。

③　薬機法上の医薬品等に該当するものは、注文のとりまとめ、代金の回収等を仲介する。

④　その他の品目については、常時、傘下会員等からの受注を受け発注する。

（４）手数料水準の見直し

　　　飼料、ビン及び種子等の養蜂関連の資材価格が上昇してきた中で、近年、養蜂飼料の販売数量の減少等で物資斡旋事業の収支が悪化してきている。

　　　一方、令和5年10月からのインボイス制度の導入に伴い、そのための作業及び請求書の代理交付業務が追加され、都道府県会員団体の作業が増加している中で、会員団体から団体取扱手数料の増額要請が昨年もあった。

　　　従って、令和5年の決算及び5年からの競馬関係畜産振興事業等の実施を考慮して、日本養蜂協会の取扱物品ごとの手数料及び都道府県の団体取扱手数料の水準を、引き続き検討することとする。

（５）養蜂用配合飼料価格安定基金規程の当分の間の適用中止等

　　　飼料基金は令和5年12月に1,000万円を取り崩し、残高が4,000万円となっていた。一方、日蜂協から飼料メーカー等への飼料及び薬品の代金支払いから、傘下会員からの代金回収に要する時間差がある中で、公益目的支出計画で保有していた現金がなくなったこと、飼料価格が上昇したこと及びダニ対策用薬品のキャンペーン期間中の集中購入により、飼料及び薬品の代金支払いに要するキャッシュが短期的に不足しかねない状況が複数年続いてきた。

　　　このため、飼料基金を基金として維持することは、当分の間、極めて困難であると判断し、同規程の適用を中止することとした。今後、キャッシュフローに余裕ができるよう努め、基金を復活させる場合に備え、特定資産である準備金として運用していくこととする。

（６）事業の円滑な推進の留意

都道府県団体（各会員及び傘下構成員）と連携を図り、１か月単位として、注文書の受付、業者への発注、物資の受領、代金の請求、代金の回収等の一連の業務を円滑化かつ効率的に行う業務体制を構築する。

また、主要な取引品目である養蜂飼料については、仕入価格を踏まえた配給価格設定による定期的かつ円滑な配給の実施に努める。

（７）インボイス制度等への対応

　　　令和5年10月から導入されたインボイス制度に対応するため、税率の明記等の請求書の様式の変更及び都道府県会員団体による傘下会員への代理交付等のための環境整備を、引き続き行う。

　　　また、令和6年1月から施行される電子帳簿保存法への対応のため、請求書等のメールによる傘下会員への送付の拡大を図り、事務の迅速化・ペーパーレス化を促進していくこととする。

３．組織強化事業

平成24年6月養蜂振興法改正に伴い、小規模養蜂家も届出が義務化されたことから、平成25年1月以降、養蜂家数が増加している。

当協会の傘下会員数は、令和5年9月現在2,658名で組織率は約24％、全国の群数に占める当協会傘下会員の群数のシェアは約50％となっている。

こうした状況下で、次の内容の事業に取り組む。

（１）各種会議の主催等

総会、理事会、委員会、ブロック大会等の組織活動を主催等し、要請に応じ地域代表者会議等に参加する。

（２）日蜂通信の発行

昭和32年から今日まで、紙面版日蜂通信を67年間にわたり定期発行してきており、会員への活動状況及び養蜂に係る情報提供に取り組んできたところであり、引き続き、定期発行に努める。令和5年から紙面版は年間6回発行しているが、情報伝達が遅いため、ホームページを活用して電子版日蜂通信（仮称）を年4回程度発行することとする。

（３）養蜂振興情報の提供

ホームページやパンフレット等を利用して、養蜂振興に関する情報として蜜蜂の適切な飼養管理技術、病害虫対策や園芸農家での適切な花粉交配用蜜蜂の取扱による蜜蜂の損耗防止技術等の情報を提供する。

（４）後継者・青年部支援

次世代を担う後継者等で組織される青年部について、青年部が開催する地域代表者会議及び全国大会への日蜂協役員の参加と支援、支部段階の研修会等の活動を支援していくこととする。

（５）関係試験研究機関等との連携強化

関係試験研究機関及び大学等の連携強化を図り、技術的な情報交換を通じて組織強化を図る。

（６）養蜂振興法の運用改善等への取組

　　　飼育届が出た場合の蜂群配置調整のための情報の共有への同意欄の追加及び農薬散布業者への飼育届の一部情報の提供の同意欄の追加等について、農林水産省が畜産局長通知等の改正を令和5年11月に行った。

また、日蜂協は、都道府県会員を通じて、都道府県の養蜂担当部局と飼育に関して届出制から登録制へ変更する改正案等で意見交換等した内容の報告を分析し、届出制に代わる制度を具体的に検討する。

（７）蜜蜂の飼育等に関する海外の法令制度等について調査する。

４．蜂産品の安定供給事業

蜂蜜・蜂産品の農業・環境への貢献・重要性について、国内及び世界の蜂蜜・蜂産品関係団体・研究機関等との交流・情報交換等により情報収集し、また、広く養蜂家等に対し蜂蜜・蜂産品情報を提供することにより、蜂産品の安定供給に寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

（１）蜂産品の検査データの収集

蜂蜜等の蜂産品の安全性の確認等を実施し、安全な蜂産品を生産・供給することにより、養蜂産業及び蜂産品産業の生産・消費に係る環境を整備する。当面は蜂蜜中の農薬残留のモニタリングデータを収集する。

（２）安全な蜂蜜の生産への取組

安全な蜂蜜生産のために、蜜蜂の飼養管理及び採蜜工程等、消費者へ蜂蜜を提供する過程を記録した「蜜蜂の採蜜・衛生管理台帳」の利用促進及び関係法律に基づいた適正な表示等の推進に取り組む。

また、改正された食品衛生法の施行に伴い、蜂蜜等販売事業者が、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が実施できるようにするための手引書の普及及び密閉容器入り（瓶詰め等）蜂蜜の販売には営業届出が必要なことの周知に取り組む。

（３）蜂蜜の品質向上等のための品評会等への支援

　　　蜂蜜の品質向上等のため、都道府県会員団体が主催等する品評会等を支援する。

（４）養蜂関係団体等との意見交換

養蜂関係団体等との意見交換により、最新の養蜂・蜂産品に関する技術情報、規則、規格等の情報の収集・提供を行う。

具体的には、（一社）全国はちみつ公正取引協議会との意見交換、ニホンミツバチ関係団体との意見交換等に取り組む。

５．蜜源・蜜蜂安定供給事業

蜜蜂の安定供給のため、蜜源の病害虫防止、保護増殖、蜜蜂の適正管理、蜂群の配置調整の円滑化により、限りある蜜源の有効利用を促進し、蜂蜜等蜂産品の安定供給に寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

（１）蜜源保護増殖等対策

蜜源植物の保護及び増殖等を行うことにより、養蜂振興と蜂産品の安定供給を図るため、次の事項に取り組む等する。

①　ニセアカシアをはじめとする蜜源樹木について、適正管理に留意しながら、保全保護、植栽の拡大、植栽から採蜜できるまでの期間の短縮化等に関する活動の取り組み、支援等を行う。

②　国庫補助事業養蜂等振興強化推進事業（地域公募）を活用して都道府県団体が応募し、蜜源植物の植栽等について取り組めるよう支援する。

③　レンゲ、ヘアリーベッチ、ナタネ、ビービーツリー等の作付面積の維持、拡大を図る活動に取り組む。

（２）蜜源植物の病害虫被害軽減対策

蜜源植物の病害虫の被害を軽減することにより、蜜源の損耗を防止し、蜜蜂及び蜂産品の安定供給を図るため、レンゲに食害を与えている外来害虫アルファルファタコゾウムシの駆除及び被害軽減に向けた試験等を行う。

（３）蜜蜂の適正管理対策

蜜蜂の適正管理により蜜源の有効利用や蜜蜂の損耗を防止し、蜜蜂及び蜂産品の安定供給を図るため、これまで作成した養蜂飼養管理マニュアル等を都道府県団体及び養蜂家・園芸農家向けに必要に応じて提供する。

（４）蜂群配置調整等対策

蜂群配置の適正化（良質な蜂蜜の供給のみならず、花粉交配用蜜蜂の供給等我が国の農業生産にも貢献している養蜂業者が養蜂業を安定的に営めるような蜂場の確保）を図るため、日本養蜂協会の会員団体と都道府県との連携を強化し、蜂群の位置情報、蜜源植物の植栽情報、疾病情報等の関係データの蓄積・活用及び情報共有を進める。

また、園芸農家への花粉交配用蜜蜂の安定供給と使用後の適切な処置を行うよう関係団体に要請する。

６．蜂病・薬害等対策事業

蜂病・薬害対策等として、蜜蜂の生命・健康を守ることへの支援を行い蜜蜂の損耗を防止することにより、蜂蜜及び蜂産品の生産拡大と花粉交配用蜜蜂の安定供給に寄与することを目的とし、次の事業内容とする。

（１）蜂病対策

①　蜂病及び薬害の研究・防除・予防

蜂病及び薬害の研究・防除・予防に取り組み、蜂病の実態把握、適切な予防対策を実施し、蜜蜂の損耗防止に役立てる。

②　薬剤対策

蜂病に対する予防薬・治療薬の開発や薬剤実用化により、蜜蜂損耗の防止に役立てることとし、当面はミツバチヘギイタダニ駆除剤の承認に向けたダニ被害情報の集約や調査試験への協力等に取り組む。

③　衛生等対策

器具・機材の消毒や蜂場の衛生対策を実施することにより、蜜蜂の損耗防止に寄与する。具体的には、エキガードに代替する巣箱・巣板の消毒薬の開発などに取り組む。

傘下会員がエキガードを在庫で保有している期間、環境省から通知されたエキガード使用者による酸化エチレン排出抑制対策への対応（自主管理計画の達成状況等）の環境省への報告を行う。

また、ダニの防除手法を中心とした衛生管理や蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及等に取り組む。

（２）蜜蜂農薬被害対策

稲作におけるカメムシ防除のためのネオネコチノイド系の農薬散布による蜜蜂の斃死の被害等が発生し、養蜂経営に影響を及ぼしている。

こうした農薬による蜜蜂被害対策について、「令和5年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」が、農林水産省（消費・安全局農産安全管理課、畜産局畜産振興課）から指導されているが、被害対策が進んでいない地域が多々みられることから会員としての被害事例を積み上げ、散布情報の養蜂家への提供を通じた農薬被害の防止、発生した場合の原因究明等を要請していく。

（３）熊による養蜂被害対策について

我が国の養蜂は、里山等山間部の蜜源樹木を蜜源とした蜂蜜を生産しているところが多いが、これらの地域において、近年、熊（ツキノワグマ、ヒグマ）による養蜂への被害が生じており、養蜂家の財産である巣箱、蜜蜂、蜂蜜等に被害が発生している。

こうした熊による養蜂被害を守るため、電気柵や檻等の設置等への助成及び熊捕獲の許可が取得出来るよう、環境省の規則等に関する情報提供に努める。

（４）ツマアカスズメバチについて

蜜蜂に悪影響を及ぼすおそれがある特定外来生物のツマアカスズメバチが一昨年、複数例確認されたことから、関係機関と連携しながら情報提供に取り組む。

７．その他（ウクライナへの支援）

　　日本養蜂協会としてウクライナへの養蜂支援に関する口座を令和4年12月に開設し、随時、寄付を受け付けていくこととする。